天龍村高齢者生活支援商品券

よくある質問Q&A

Q1. 高齢者生活支援商品券はいつまで使えますか？

A. 有効期限は、令和９年３月31日（水）までとなります。
有効期限を過ぎた券は、ご利用出来ませんので、ご注意ください。

Q2. 高齢者生活支援商品券はどこで使えますか？

A. 村内の取扱店で使用可能です。
取扱店は、店頭などに取扱店公認チラシを掲示しています。
なお、阿南町の取扱店につきましては、ガソリン・灯油等の燃料に限り使用可能です。

Q3. 高齢者生活支援商品券は本人しか使用できませんか？

A. 本人および生計を同一にする家族が使用できます。

Q4. 高齢者生活支援商品券を紛失してしまいました。

A. 再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q5. 汚損した高齢者生活支援商品券の対応は？

A. 交換はできませんが、次の条件を満たせばそのまま使用できます。
・通し番号が確認できること
・券面の面積が５分の４以上残っていること

Q6. お釣りは出ますか？

A. お釣りは出ませんので、額面以上のお買い物にご使用ください。

Q7. 高齢者生活支援商品券で買えるもの・買えないもの

A.
【買えるもの】
・一部を除く物品及びサービスの購入
・【阿南町ではガソリン・灯油等の燃料のみ】
【買えないもの】
・地方公共団体等への支払い
・商品券、ビール券、切手、印紙などの換金性の高いもの、たばこ　など

Q8. 家族が経営する店舗や自身が働いている店舗で使用できますか？

A. 家族が経営する店舗や自らが従事している店舗等で使用することはできません。
また、事業主自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）にも使用できません。

Q9. 高齢者生活支援商品券は他の商品券や割引券との併用はできますか？

A. 併用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定している場合がありますので、詳細は各店舗にお問合せください。

Q10. その他禁止事項について

A.
・商品券の他人への売却
・商品券の偽造、複製
・その他本事業の目的に相反する行為